

第67回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項
(交付書面非記載事項)

1. 主要な営業所及び工場
2. 会計監査人の状況
3. 業務の適正を確保するための体制
4. 会社の支配に関する基本方針
5. 連結貸借対照表
6. 連結損益計算書
7. 連結株主資本等変動計算書
8. 連結注記表
9. 連結計算書類に係る会計監査役報告
10. 貸借対照表
11. 損益計算書
12. 株主資本等変動計算書
13. 個別注記表
14. 計算書類に係る会計監査役報告
15. 監査役会の監査報告

第67期（2024年4月1日～2025年3月31日）

ムラキ株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

1. 主要な支店及び営業所（2025年3月31日現在）

- ＜当社＞ ①本社 東京都多摩市関戸二丁目24番地27
 ②支店・営業所・出張所・駐在所・物流センター
 ③レンタカー店舗

店 舗 名		所 在 地	店 舗 名		所 在 地
北 海 道 支 店		札 幌 市 白 石 区	中 部 支 店	中 部 支 店	名 古 屋 市 緑 区
東 北 支 店	東 北 支 店	仙 台 市 若 林 区		名 古 屋 営 業 所	名 古 屋 市 緑 区
	青 森 出 張 所	青 森 市		小 牧 出 張 所	小 牧 市
	八 戸 出 張 所	八 戸 市		津 営 業 所	津 市
	盛 岡 営 業 所	盛 岡 市		富 山 営 業 所	富 山 市
	仙 台 営 業 所	仙 台 市 若 林 区		金 沢 営 業 所	金 沢 市
	山 形 出 張 所	山 形 市	西 日 本 支 店	西 日 本 支 店	大 阪 府 大 東 市
北 関 東 支 店	郡 山 営 業 所	郡 山 市		大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 東 市
	北 関 東 支 店	宇 都 宮 市		姫 路 駐 在 所	姫 路 市
	宇 都 宮 営 業 所	宇 都 宮 市		広 島 営 業 所	広 島 市 安 佐 南 区
	水 戸 営 業 所	水 戸 市		岡 山 駐 在 所	岡 山 市
	土 浦 出 張 所	土 浦 市		高 松 営 業 所	高 松 市
	高 崎 営 業 所	高 崎 市		松 山 出 張 所	松 山 市
	新 潟 営 業 所	新 潟 市	九 州 支 店	九 州 支 店	福 岡 市 博 多 区
首 都 圏 支 店	首 都 圏 支 店	川 口 市		福 岡 営 業 所	福 岡 市 博 多 区
	川 口 営 業 所	川 口 市		北 九 州 駐 在 所	大 分 県 中 津 市
	川 越 営 業 所	川 越 市		長 崎 駐 在 所	諫 早 市
	千 葉 出 張 所	佐 倉 市		熊 本 駐 在 所	福 岡 県 久 留 米 市
	市 原 営 業 所	市 原 市		鹿 児 島 営 業 所	鹿 児 島 市
	松 戸 出 張 所	松 戸 市	物 流 セ ン タ ー	関 東 物 流 セ ン タ ー	埼 玉 県 児 玉 郡
	東 京 営 業 所	小 金 井 市			
関 東 支 店	南 関 東 支 店	横 浜 市 瀬 谷 区	業 務 レ ン タ カ ー	横 浜 瀬 谷 店	横 浜 市 瀬 谷 区
	横 浜 営 業 所	横 浜 市 瀬 谷 区			
	小 田 原 出 張 所	小 田 原 市			
	沼 津 出 張 所	静 岡 県 駿 東 郡			
	静 岡 営 業 所	静 岡 市			
	浜 松 営 業 所	浜 松 市			
	甲 府 営 業 所	甲 府 市			

2. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

桜橋監査法人

(2) 報酬等の額

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

(単位：千円)

1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、1. の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬に対して監査役会が同意をした理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である「桜橋監査法人」とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認められた場合、または会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合は、その事実に基づき検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した時は、株主総会に提出する「会計監査人の解任または不再任」の議案の内容を決定いたします。

(7) 会計監査人の補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(8) 会計監査人の役員等賠償責任保険に関する事項

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役・従業員は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、必要な規則の制定及び周知徹底を図ると共に、必要事項については取締役会の決裁を受けるものといたします。
- ② 体制の整備、諸規程の見直し、実施状況、問題点の把握を行うため、内部統制担当取締役を設置しております。併せて内部監査室の強化を図ります。
- ③ コンプライアンス遵守の観点に立ち、企業倫理行動規範を制定、総務人事部を事務局として、各職場単位で部門責任者を責任者として、定着化のための教育・定着状況をチェックすることとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る各種の記録として、株主総会議事録・取締役会議事録・稟議書・契約書は、文書管理規程に基づき作成、保存、管理しております。
- ② 全社及び事業部門単位の業務実績については、月次、年次単位で作成し、経理部において保存管理しております。
- ③ その他の執行に係る情報、記録については、総務人事部において作成、保存、管理基準を定め、取締役・監査役が必要に応じて閲覧可能な体制としております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務の執行は、取締役会規程、職務権限規程、稟議規程を遵守し、所定の決裁承認を受けた上で行うこととし、監査役・内部監査室は遵守状況を定期的にチェックし改善策を指示しております。
- ② 今後想定されるリスクについては、コンプライアンス規程とは別途に、部門単位での想定されるリスクの明確化と対処法を作成し、重要事項については取締役会決議により規程の制定を図るものとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織及び職務分掌規程、職務権限に基づき役割、権限の明確化を図ると共に、取締役会規程に基づき、付議事項を定めております。また、執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化を図ると共に、月1回の取締役・執行役員での取締役会において、重要事項の決定、業務報告を行い共有化を図っております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ子会社については、関係会社管理規程に基づき、管理部門管掌取締役を統括責任者として任命、グループ子会社の業務執行方針、予算、業況等のチェックを行っており、重要事項については、当社代表取締役社長の決裁、取締役会付議を行うこととしております。
- ② グループ子会社の就業規則その他の規程は、子会社特有の事項を除き、親会社の規程を準用することとしております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、内部監査室に属する使用人を兼務として選任し、監査役から指示がある場合は、指示に従い選任します。
- ② 前記補助者の独立性を確保するため、当該使用人の異動等の人事に関する決定は、監査役会の事前同意を得るものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、取締役及び使用人が監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役・執行役員及び使用人は職務執行に関して重大な法律・定款、内部規程違反もしくは、不正行為の発生または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知っていた時は、監査役に報告するものとします。
また、内部監査の実施状況についてもその結果を監査役に報告するものとします。
- ② 監査役は、必要と認めた時は取締役・執行役員及び使用人に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査することができるものとします。また、代表取締役社長は、監査役会と定期的な会合を開催するものとします。
- ③ 当社は、監査役から職務執行に必要な費用の前払い、債務の処理等を請求された場合には、当該職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに処理するものとします。
- ④ 使用人等からの監査役に対する報告をした者（内部通報者含む）に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止しております。

(8) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を13回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。また、部門長以上で構成され重要な業務執行について報告・協議を行う部門長会議も12回開催し業務執行の適正性・効率性を確保しております。

② 監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び部門長会議等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

③ 当社子会社における業務の適正の確保について

当社子会社に対して、稟議申請等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされていることを監督する体制を整備しております。

④ コンプライアンスについて

当事業年度における主な取組みにつきましては、コンプライアンスの意識向上と不正行為の防止を図るため、社内規程を遵守し、社会規範を尊重し企業理念に則った行動をとるため、継続的な周知活動の実施を行っております。また、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価並びに懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。

⑤ 反社会的勢力排除について

お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むと共に、反社会的勢力の情報を収集する取組みを継続的に実施しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下の通りであります。

(1) 基本方針の内容

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

当社は株式の大量の買付であっても、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社にとっては、お客様との強い絆の維持が当社の成長を支えており、また、今後の成長を支え続けるものであります。ひいては、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。こうしたお客様との強い絆が当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来のグループの収益の柱となる事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を目指し、多数の投資家の皆様に当社株式を長期継続して保有していただくため以下の施策を実施しております。

① 経営理念及び経営の基本方針について

当社の経営理念は「人が好き、車が好き」を合言葉に「ヒューマンカーライフの創造を通じ社会に貢献する」ことを念じています。

イ SSでの自動車メンテナンス関連商品事業の拡大と拡充の実践活動を進めます。

ロ 新規事業の創出と推進を進めます。

ハ 人財の開発と育成に取り組んでまいります。

② 企業価値の源泉について

当社は全国のSSを通じ、企業として担う公共的使命を果たしながら企業活動を行います。また、ステークホルダーとの信頼関係を保持し続けることが企業価値の源泉と考えます。

③ コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置づけ、企業倫理と遵法を徹底すると共に、リスク管理を含めた内部統制システムを整備し、経営の効率性、透明性を確保しております。

当社は監査役会制度を採用しております。監査役3名のうち2名は社外監査役であり、取締役会その他の重要な会議にも出席するほか、経営トップとも意見交換を行い、公正な経営監視体制をとっております。2004年6月より執行役員制度を導入しております。また、2006年6月には経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更しました。

取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成され、重要な業務執行その他法定事項についての決定を行うほか、当社及び子会社の業務執行状況の報告を受け、監督を行っております。

(3) 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記（2）の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものであると考えております。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,685,065	流 動 負 債	963,600
現 金 及 び 預 金	1,435,397	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	583,154
受 取 手 形	40,145	電 子 記 録 債 務	219,409
電 子 記 録 債 権	95,165	リ ー ス 債 務	807
売 掛 金	807,125	未 払 法 人 税 等	28,317
商 品 及 び 製 品	257,854	賞 与 引 当 金	30,996
そ の 他	49,564	そ の 他	100,915
貸 倒 引 当 金	△188	固 定 負 債	299,211
固 定 資 産	1,268,921	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	60,350
有 形 固 定 資 産	547,260	退 職 給 付 に 係 る 負 債	217,344
建 物 及 び 構 築 物	50,559	繰 延 税 金 負 債	18,917
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,433	そ の 他	2,600
土 地	480,711	負 債 合 計	1,262,812
リ ー ス 資 産	734	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	9,822	株 主 資 本	2,647,939
無 形 固 定 資 産	136,119	資 本 金	100,000
投 資 そ の 他 の 資 産	585,541	資 本 剰 余 金	1,922,876
投 資 有 価 証 券	222,936	利 益 剰 余 金	696,522
差 入 保 証 金	281,176	自 己 株 式	△71,460
繰 延 税 金 資 産	67,403	その他の包括利益累計額	43,235
そ の 他	16,976	その他有価証券評価差額金	43,235
貸 倒 引 当 金	△2,951	純 資 産 合 計	2,691,174
資 産 合 計	3,953,986	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,953,986

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書
(2024年4月 1 日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			7,543,131
売上原価			5,768,364
売上総利益			1,774,767
販売費及び一般管理費			1,630,883
営業利益			143,883
営業外収入			
受取利息	1,989		
受取配当金	5,523		
仕入割引	11,467		
受取手数料	2,702		
その他の	3,399		25,083
営業外費用			
手形売却損	147		
その他の	300		447
経常利益			168,519
税金等調整前当期純利益			168,519
法人税、住民税及び事業税	75,948		
法人税等調整額	1,616		77,564
当期純利益			90,954
親会社株主に帰属する当期純利益			90,954

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月 1 日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	100,000	1,899,304	644,607	△47,888	2,596,023
当期変動額					
剰余金の配当			△39,039		△39,039
親会社株主に帰属する当期純利益			90,954		90,954
自己株式の取得		23,571		△71,100	△47,528
自己株式の処分				47,528	47,528
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	23,571	51,915	△23,571	51,915
当期末残高	100,000	1,922,876	696,522	△71,460	2,647,939

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	42,159	42,159	2,638,183
当期変動額			
剰余金の配当			△39,039
親会社株主に帰属する当期純利益			90,954
自己株式の取得			△47,528
自己株式の処分			47,528
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,075	1,075	1,075
当期変動額合計	1,075	1,075	52,990
当期末残高	43,235	43,235	2,691,174

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	株式会社テックコーポレーション 株式会社ミツワ商会 ムラキ協力事業協同組合

(2) 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

当社及び連結子会社は主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法……………ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法……………ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法としております。

ハ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ 役員退職慰労引当金………連結計算書類提出会社の役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生した年度の費用として処理しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

当社グループは、カーケア関連商品販売事業を主な事業としており、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑥ のれん償却方法及び償却期間

のれんの償却については20年間の均等償却を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
のれん

45,782千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、子会社である株式会社ミツワ商会の取得時に見込んだ超過収益力が将来に亘って発現するかに着目し、事業計画に基づく営業利益及び割引前将来キャッシュ・フローとその実績が著しく下方に乖離していないかを確認すること等によって、のれんの減損の兆候の把握、減損損失の認識の判断を行っております。減損の兆候があり、将来の収益性が低下した場合には、のれんの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

なお、株式会社ミツワ商会は、北海道において自動車用品販売を長年に亘り展開しており、ノウハウ及び経営資源をより有効に活用することで販売拡大と相乗効果による超過収益力を見込んでおります。

のれんの減損の判断において、その時点における合理的な情報等を基に営業利益及び割引前将来キャッシュ・フローを見積っておりますが、経営環境の悪化等により、見積りの前提とした条件や仮定に変動が生じ、超過収益力が減少した場合、のれんの減損処理が必要になり、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 追加情報

当社は、2025年1月28日開催の取締役会決議において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP-RS）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することについて決議いたしました。

本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し勤続年数や当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。なお、従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、当該従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

当社は、J-ESOP-RSの導入に際し、従業員株式給付規程を制定しております。

当社は、従業員株式給付規程に基づき、従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、J-ESOP-RSに係る株式会社日本カストディ銀行（信託E口）の2025年3月31日現在の保有株式数は、50,000株であります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産

現金及び預金	22,000千円
建物及び構築物	46,200千円
土地	400,095千円
投資有価証券	55,440千円
計	523,735千円

担保に係る債務

支払手形及び買掛金	164,504千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	904,948千円
(3) 受取手形割引高	1,452千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度 末の株式数（千株）
普通株式	1,470	-	-	1,470

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度 末の株式数（千株）
普通株式	50	-	-	50

(注) 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式（当連結会計年度期首0株、当連結会計年度末50,000株）が含まれております。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	21,294	15.00	2024年3月31日	2024年6月24日
2024年10月28日 取締役会	普通株式	17,745	12.50	2024年9月30日	2024年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	25,718	利益剰余金	17.50	2025年3月31日	2025年6月23日

(注) 2025年6月20日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金875千円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権、及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額72,392千円）は「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、リース債務（流動）は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	150,543	150,543	-
(2) 差入保証金	281,176	198,068	△83,108
資産計	431,720	348,612	△83,108

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	150,543	-	-	150,543

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	198,068	-	198,068

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

1. 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

2. 差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、カーケア関連商品販売事業を単一の報告セグメントとしております。
顧客との契約から認識した収益の分解は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	カーケア関連商品販売	その他 (注1)	合計
自動車補修部品	2,754,526	－	2,754,526
自動車ケミカル	2,487,815	－	2,487,815
自動車用品	299,902	－	299,902
自動車車内小物	48,609	－	48,609
SS備品	1,514,036	－	1,514,036
冷暖房用品	146,280	－	146,280
販促ギフト	242,013	－	242,013
店装器具	62,385	－	62,385
その他	－	148,367	148,367
調整（注2）	△25,096	△138,221	△163,317
顧客との契約から生じる収益	7,530,475	10,145	7,540,621
その他の収益	2,510	－	2,510
外部顧客への売上高	7,532,986	10,145	7,543,131

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「看板、チラシ等の販促物の企画・製造」などの事業活動であります。
2. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」に含まれるレンタカー事業の収益であります。
3. 調整の△163,317千円は、内部取引消去であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(3) 会計方針に関する事項⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,895円70銭

(2) 1株当たり当期純利益

64円07銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式（当連結会計年度末50,000株、期中平均株式数50,000株）を控除して算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

ムラキ株式会社
取締役会 御中

桜 橋 監 査 法 人
大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 川 崎 健 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 北 岡 慎 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ムラキ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ムラキ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正

に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,532,414	流 動 負 債	901,440
現 金 及 び 預 金	1,352,924	支 払 手 形	42,967
受 取 手 形	35,892	電 子 記 録 債 務	195,033
電 子 記 録 債 権	85,160	買 掛 金	511,003
売 掛 金	768,340	未 払 金	42,755
商 品 及 び 製 品	237,704	未 払 費 用	10,291
貯 蔵 品	719	未 払 法 人 税 等	27,005
前 渡 金	816	前 受 金	4,886
前 払 費 用	15,861	預 り 金	4,993
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	5,122	賞 与 引 当 金	30,000
未 収 入 金	27,043	そ の 他	32,503
そ の 他 金	3,004		
貸 倒 引 当 金	△177	固 定 負 債	271,806
固 定 資 産	1,247,605	退 職 給 付 引 当 金	208,856
有 形 固 定 資 産	461,402	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	60,350
建 物	46,272	そ の 他	2,600
構 築 物	16		
機 械 及 び 装 置	58	負 債 合 計	1,173,246
車 両 運 搬 具	5,375		
工 具、器 具 及 び 備 品	9,585	(純 資 産 の 部)	
土 地	400,095	株 主 資 本	2,563,537
無 形 固 定 資 産	90,202	資 本 金	100,000
ソ フ ト ウ ェ ア	90,202	資 本 剰 余 金	1,922,876
投 資 そ の 他 の 資 産	696,000	資 本 準 備 金	88,604
投 資 有 価 証 券	161,343	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,834,271
関 係 会 社 株 式	60,569	利 益 剰 余 金	612,121
出 資 金	1,164	利 益 準 備 金	32,550
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	172,812	そ の 他 利 益 剰 余 金	579,570
破 産 更 生 債 権 等	255	繰 越 利 益 剰 余 金	579,570
長 期 前 払 費 用	7,089	自 己 株 式	△71,460
差 入 保 証 金	278,692	評 価 ・ 換 算 差 額 等	43,235
繰 延 税 金 資 産	67,403	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	43,235
そ の 他 金	4,425		
貸 倒 引 当 金	△57,755	純 資 産 合 計	2,606,772
資 産 合 計	3,780,019	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,780,019

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書
(2024年4月 1 日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		7,116,877
売 上	原 価		5,457,930
販 売 費	総 利 益		1,658,946
営 業 費	一 般 管 理 費		1,524,174
営 業 外 収 益	利 益		134,772
受 取 配 当 金	利 息	3,248	
仕 入 割 引 額	金 引	5,253	
貸 倒 引 当 金	戻 入 額	11,122	
受 取 手 数	料 他	1,500	
そ の 他		2,692	
営 業 外 費		3,137	26,954
手 形 売 却 損		147	
そ の 他		100	248
経 常 利 益			161,479
税 引 前 当 期 純 利 益			161,479
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		74,630	
法 人 税 等 調 整 額		△855	73,774
当 期 純 利 益			87,704

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月 1 日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	100,000	88,604	1,810,700	1,899,304	28,646	534,809	563,456
当 期 変 動 額							
利益準備金の積立					3,903	△3,903	－
剰 余 金 の 配 当						△39,039	△39,039
当 期 純 利 益						87,704	87,704
自己株式の取得			23,571	23,571			
自己株式の処分							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	23,571	23,571	3,903	44,761	48,665
当 期 末 残 高	100,000	88,604	1,834,271	1,922,876	32,550	579,570	612,121

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当 期 首 残 高	△47,888	2,514,872	42,159	42,159	2,557,032
当 期 変 動 額					
利益準備金の積立		－			－
剰 余 金 の 配 当		△39,039			△39,039
当 期 純 利 益		87,704			87,704
自己株式の取得	△71,100	△47,528			△47,528
自己株式の処分	47,528	47,528			47,528
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			1,075	1,075	1,075
当期変動額合計	△23,571	48,665	1,075	1,075	49,740
当 期 末 残 高	△71,460	2,563,537	43,235	43,235	2,606,772

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

当社は主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法……………ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法……………ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法としております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、発生した事業年度の費用として処理しております。

④ 役員退職慰労引当金…………役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

当社は、カーケア関連商品販売事業を主な事業としており、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	60,569千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は関係会社株式について、純資産価額および超過収益力に基づく実質価額が著しく下落している場合、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、関係会社株式の帳簿価額を実質価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

関係会社株式の評価において、業績悪化により実質価額が著しく下落し、事業計画に基づく回復可能性が認められない場合に、減損処理が必要になり、翌事業年度の計算書類の関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 追加情報

株式給付信託（J-ESOP-RS）について、連結計算書類の「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	22,000千円
建物	46,200千円
構築物	0千円
土地	400,095千円
投資有価証券	55,440千円
計	523,735千円

担保に係る債務

買掛金	164,504千円
-----	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

818,157千円

(3) 受取手形割引高

1,452千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権

1,865千円

短期金銭債務

23,309千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	24,172千円
仕入高	137,184千円
販売費及び一般管理費	1,893千円
営業取引以外の取引高	1,278千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 普通株式 50,379株

(注) 普通株式には、株式給付信託 (J-ESOP-RS) が保有する当社株式50,000株が含まれております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	10,224千円
退職給付引当金	72,953千円
役員退職慰労引当金	21,080千円
貸倒引当金	20,225千円
未払事業税	1,479千円
減損損失	202,104千円
その他	79,171千円
繰延税金資産小計	407,238千円
評価性引当額	△316,626千円
繰延税金資産合計	90,612千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△23,209千円
繰延税金負債合計	△23,209千円
繰延税金資産（負債）の純額	67,403千円

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社テック コーポレーション	所有 直接100%	販促物の企画・ 制作の依頼 役員の兼任 資金の援助	貸付金の回収	2,715	関係会社 短期貸付金	2,175
				貸付金利息の 受取	602	関係会社 長期貸付金	68,644
子会社	株式会社ミツワ 商会	所有 直接100%	自動車関連用 品・補修部品の 販売 役員の兼任 資金の援助	貸付金の回収	2,929	関係会社 短期貸付金	2,947
				貸付金利息の 受取	676	関係会社 長期貸付金	104,168

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付金利については、当社の借入先銀行からの調達レートを参考に決定しております。

2. 株式会社テックコーポレーションへの関係会社長期貸付金に対し、57,500千円の貸倒引当金を計上しております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,836円25銭

(2) 1株当たり当期純利益 61円78銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式（当事業年度末50,000株、期中平均株式数50,000株）を控除して算定しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

ムラキ株式会社
取締役会 御中

桜 橋 監 査 法 人
大阪府大阪市
指 定 社 員 公認会計士 川 崎 健 一
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 北 岡 慎 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ムラキ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び桜橋監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

ム ラ キ 株 式 会 社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 大 矢 敏 之 ㊞

社 外 監 査 役 川 口 幸 信 ㊞

社 外 監 査 役 立 山 純 子 ㊞